

# 奥浦新町地区防災計画

令和5年3月

新町地区自主防災会



# 目 次

1. 計画の対象範囲.....	2
2. 計画の目的・目標.....	3
3. 地区の特性.....	3
4. 活動内容.....	19
5. 地区の防災体制.....	23
6. 計画の実践と検証.....	35



## 地区防災計画について

「地区防災計画」は、平成 25 年に災害対策基本法の改正により創設された制度に基づき作成する計画です。

我が国の防災計画は、国レベルの防災基本計画と、都道府県及び市町村の地域防災計画があり、それぞれのレベルで防災活動が実施されています。

一方で、東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の対策がうまく働かないことが強く認識されました。

市町村の行政機能が麻痺するような大規模広域災害が発生した場合には、まずは、自分自身で自分の命や身の安全を守ることが重要であり、その上で、地域コミュニティでの相互の助け合いが重要になります。

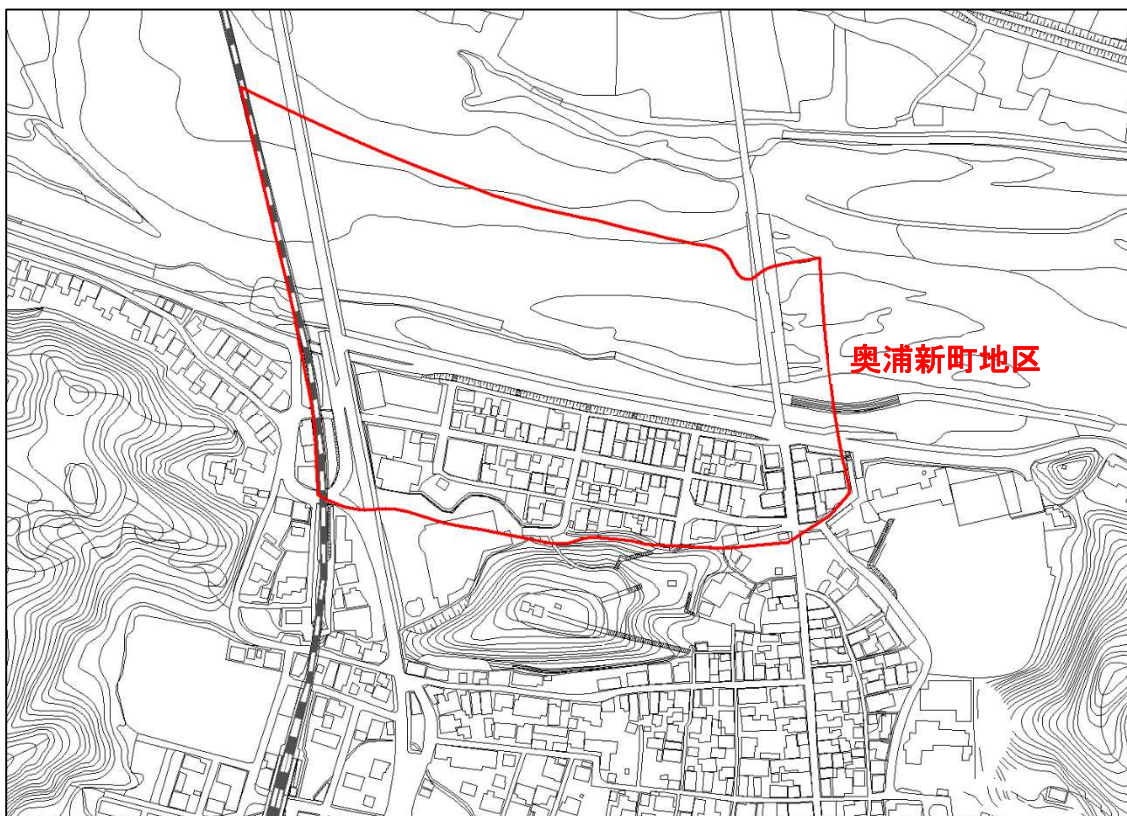
その教訓を踏まえて、平成 25 年の災害対策基本法改正では、地域コミュニティにおける共助の推進のために「地区防災計画制度」が新たに創設されました。

地区防災計画は、地域特性や現況をよく知る住民が主体となって作成し、行政に提案する計画であり、地区の防災力を強化していかうとするものです。

この度、奥浦新町地区において、これまで行政等の関係機関等と連携し、津波避難訓練、地域での避難場所の整備といった防災活動を実施しており、今後も地区内の防災活動を一層向上させるため、奥浦新町地区防災計画を策定しました。

## 1. 計画の対象範囲

「奥浦新町地区防災計画」では、海陽町奥浦新町地区を計画の対象地区として定めます。



## 2. 計画の目的・目標

自助と共助の重要性を理解することで防災意識を高め、奥浦新町地区における防災力の維持・向上を図り、人的被害ゼロを目標とします。

## 3. 地区について

### (1) 地区の特性

本地区は、以下のような特性を持っています。

- ・人口は104人であり、65歳以上の人口は57人となっており、地区人口54.8%を占めている。(令和4年12月7日現在)
- ・世帯数は52世帯である。(令和4年12月7日現在)
- ・地区の大部分が住宅地で空き地が少なく、木造住宅の密集地となっている。
- ・大雨のときは道路が冠水しやすい。



## 奥浦新町地区防災計画

### (2) 災害

#### ① 過去の災害

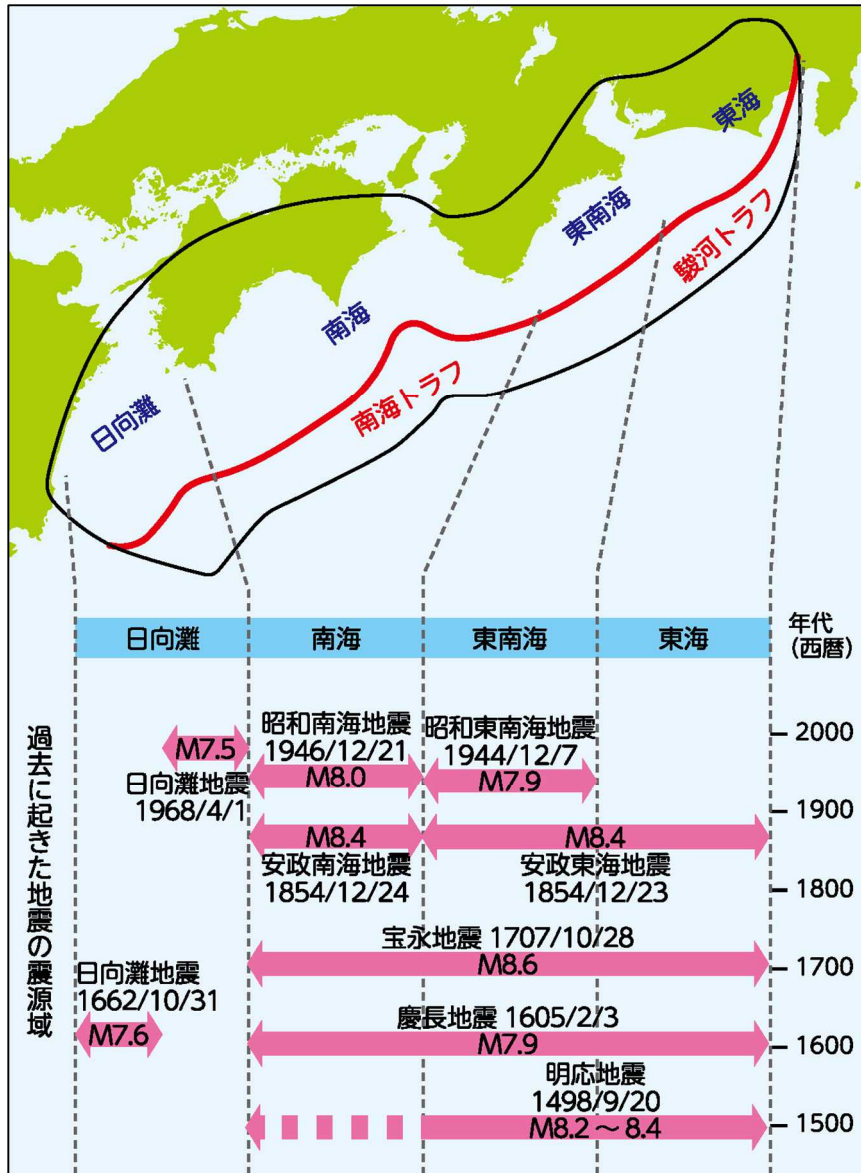
奥浦新町地区のある海陽町は、これまで以下のような災害による被害を受けています。

- ◆ 1946年（昭和21年）12月21日 昭和南海地震
  - ・旧鞆奥町で床上浸水42戸、床下浸水38戸の被害が発生、死者、行方不明者、負傷者はいずれも0名で、人的被害はなかった
  
- ◆ 1960年（昭和35年）5月24日 チリ地震津波
  - ・南米チリ中部沖で起こった大地震により、徳島県沿岸にも津波が押し寄せ、旧海南町及び旧宍喰町では床上浸水、床下浸水の被害が発生
  
- ◆ 2014年（平成26年）8月1日～8月4日 台風12号
  - ・海陽町で1時間雨量87mm、24時間雨量369.5mmを観測
  - ・海陽町で床上浸水93棟、床下浸水253棟、土砂災害も複数個所で発生
  - ・奥浦新町地区でも広範囲にわたり浸水被害が発生
  
- ◆ 2021年（令和3年）9月8日 線状降水帯
  - ・海陽町で1時間雨量120mm、24時間雨量483.5mmを観測  
（いずれも海陽町における観測史上最大値）
  - ・海陽町内で家屋の床上浸水18戸、床下浸水58戸
  - ・奥浦新町地区で一時的に道路が冠水

② 想定される災害

ア 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震の想定震源域は以下のとおりで、昭和南海地震以前も安政南海地震、宝永南海地震など巨大地震が発生している。



奥浦新町地区防災計画

平成25年に公表された徳島県南海トラフ巨大地震の被害想定（第一次・第二次）において、本地区のある海陽町では、以下の被害が想定されています。（なお、各合計値については、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。）

南海トラフ巨大地震で想定される海陽町の被害①

震度		6強～7		死者数	急傾斜地		冬深夜		若干数		負傷者数	揺れ		冬深夜		510人	
建物全壊・焼失棟数	揺れ	2,200棟			急傾斜地	夏12時		若干数		揺れ		夏12時		380人			
	液状化	若干数				冬18時		若干数				（うち家具転倒）	冬18時		390人		
	急傾斜地	若干数				津波	冬深夜		2,500人				冬深夜		130人		
	津波	1,500棟			夏12時		1,200人		夏12時				80人				
	火災	冬深夜	10棟		冬18時		1,200人		冬18時			90人					
		夏12時	20棟		（うち自力脱出困難）	冬深夜		180人		急傾斜地		冬深夜		若干数			
		冬18時	10棟			夏12時		130人				夏12時		若干数			
	合計	冬深夜	3,700棟			冬18時		140人				冬18時		若干数			
	建物半壊棟数	合計	夏12時		3,700棟		火災	冬深夜		若干数		津波	冬深夜		100人		
			冬18時	3,700棟		夏12時		若干数		夏12時			10人				
冬18時			3,700棟		冬18時			若干数		冬18時			10人				
揺れ		770棟		その他※	冬深夜		0人		火災	冬深夜		若干数					
液状化		120棟			夏12時		若干数			夏12時		若干数					
急傾斜地	10棟		冬18時		若干数		冬18時			若干数							
津波	250棟		合計	冬深夜		2,600人		その他※	冬深夜		0人						
合計	1,100棟			夏12時		1,200人			夏12時		10人						
死者数	揺れ	冬深夜		140人		冬18時			1,300人		冬18時		30人				
		夏12時	90人		合計	冬深夜		610人		合計	冬深夜		610人				
		冬18時	110人			夏12時		400人			夏12時		400人				
	冬深夜	若干数		冬18時		430人		冬18時			430人						
	（うち家具転倒）	夏12時	若干数		冬深夜		610人		夏12時		400人						
		冬18時	若干数		夏12時		1,200人		冬18時		430人						
冬18時		若干数		冬18時		1,300人		合計		合計							

海陽町人口	10,446人
海陽町建物数	5,792人

## 南海トラフ巨大地震で想定される海陽町の被害②

避難者数（冬 18 時）	避難所生活者	警報解除後当日	3,600 人
		1 週間後	3,800 人
		1 か月後	1,800 人
	避難所外生活者	警報解除後当日	2,000 人
		1 週間後	2,400 人
		1 か月後	4,200 人
津波一時避難者数（冬深夜）			3,400 人
停電軒数／停電率（冬 18 時）	直後	7,400 軒／100%	
	1 日後	5,400 軒／73%	
固定電話不通回線数／不通率（冬 18 時）	直後	4,100 回線／100%	
	1 日後	4,100 回線／100%	
上水道断水人口／断水率（冬 18 時）	直後	9,600 人／99%	
	1 日後	9,000 人／93%	
	1 週間後	7,500 人／78%	
	1 か月後	3,600 人／37%	
下水道支障人口／支障率（冬 18 時）	直後	2,700 人／100%	
	1 日後	2,700 人／100%	
	1 週間後	2,100 人／76%	
	1 か月後	1,300 人／47%	
帰宅困難者数			180 人～200 人
医療機能（冬 18 時）：入院需要者数			310 人
必要応急仮設住宅戸数（冬 18 時）			1,500 戸
災害廃棄物（冬 18 時）	重量換算（計）	44 万ト～59 万ト	
	体積換算（計）	65 万 m <sup>3</sup> ～72 万 m <sup>3</sup>	
閉じこめの可能性があるエレベータの台数			若干数
避難所生活者数（冬 18 時）（1 週間後）			3,800 人
うち災害時要援護者数 （要配慮者数）	65 歳以上の高齢単身者		270 人
	5 歳未満乳幼児		90 人
	身体障がい者		250 人
	知的障がい者		40 人
	要介護認定者（要支援者除く）		220 人
	難病患者		30 人
	妊産婦		20 人
	外国人		60 人
孤立集落数			18
うち農村集落			16
うち漁村集落			2

## 奥浦新町地区防災計画

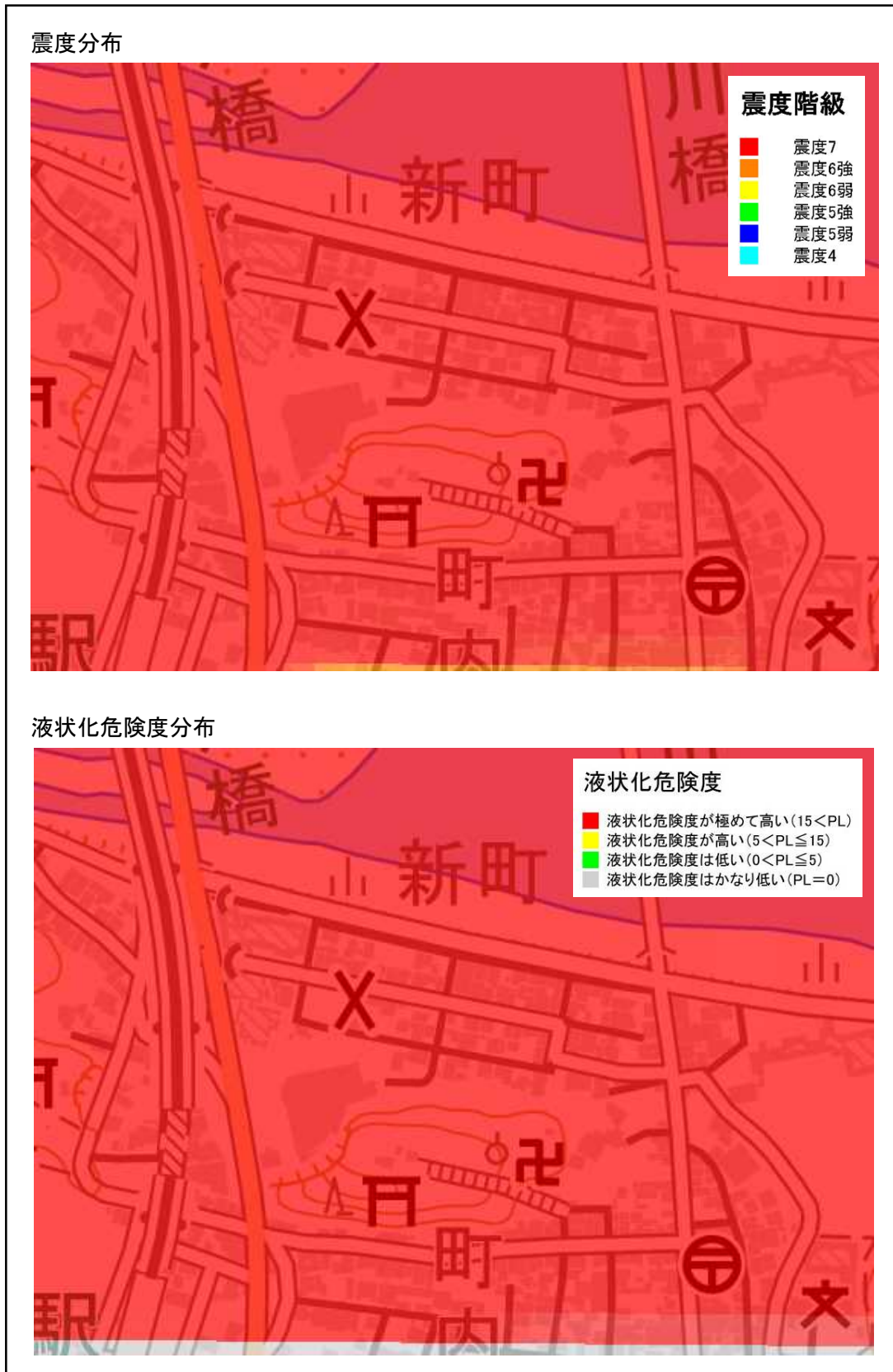
本地区周辺における津波被害を想定する資料として、徳島県が公表している南海トラフ巨大地震津波浸水想定区域図（想定最大規模）を以下に示します。

下図のとおり、本地区においては、ほぼ全域が浸水想定区域に含まれており、浸水深も1m～2mまたは2m～3mと想定されています。



参照先：徳島県総合地図提供システム 「防災・減災マップ」  
<https://maps.pref.tokushima.lg.jp/bousai/>

平成 25 年に公表された徳島県南海トラフ巨大地震の被害想定（第一次）において、本地区周辺の震度分布及び液状化危険度分布は、以下のとおりとなっています。



参照先：徳島県総合地図提供システム「防災・減災マップ」  
<https://maps.pref.tokushima.lg.jp/bousai/>

## 奥浦新町地区防災計画

### イ 中央構造線・活断層地震

本県では、吉野川沿いに「中央構造線断層帯」が縦断しており、この断層を震源とする地震が発生した場合、本町でも被害が想定されている。



出典：徳島県「中央構造線・活断層地震 被害想定 地震から命を守るために」  
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/koho/kohoshi/5008062/5008501/>

平成 29 年に公表された徳島県中央構造線・活断層地震の被害想定において、本地区のある海陽町では、以下の被害が想定されています。(なお、各合計値については、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。)

中央構造線・活断層地震で想定される海陽町の被害①

震度		4~5 弱								
建物全壊・焼失棟数	揺れ	若干数	建物倒壊	冬深夜	若干数	建物倒壊	冬深夜	若干数		
	液状化	若干数		夏 12 時	若干数		夏 12 時	若干数		
	急傾斜地	若干数		冬 18 時	若干数		冬 18 時	若干数		
	火災	合計	冬深夜	若干数	(うち家具転倒)	冬深夜	若干数	冬深夜	若干数	
			夏 12 時	若干数		夏 12 時	若干数	夏 12 時	若干数	
			冬 18 時	若干数		冬 18 時	若干数	冬 18 時	若干数	
	建物半壊棟数	合計	冬深夜	若干数	急傾斜地	冬深夜	若干数	急傾斜地	冬深夜	若干数
			夏 12 時	若干数		夏 12 時	若干数		夏 12 時	若干数
			冬 18 時	若干数		冬 18 時	若干数		冬 18 時	若干数
		揺れ	合計	冬深夜	若干数	火災	冬深夜	若干数	火災	冬深夜
夏 12 時				若干数	夏 12 時		若干数	夏 12 時		若干数
冬 18 時				若干数	冬 18 時		若干数	冬 18 時		若干数
急傾斜地	合計	冬深夜	若干数	その他※	冬深夜	若干数	その他※	冬深夜	若干数	
		夏 12 時	若干数		夏 12 時	若干数		夏 12 時	若干数	
		冬 18 時	若干数		冬 18 時	若干数		冬 18 時	若干数	
合計	合計	冬深夜	若干数	合計	冬深夜	若干数	合計	冬深夜	若干数	
		夏 12 時	若干数		夏 12 時	若干数		夏 12 時	若干数	
		冬 18 時	若干数		冬 18 時	若干数		冬 18 時	若干数	

海陽町人口	10,446 人
海陽町建物数	5,792 人

※ その他は、ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物の想定数

中央構造線・活断層地震で想定される海陽町の被害②

避難者数（冬 18 時）	避難所生活者	1 日後	若干数
		1 週間後	若干数
		1 か月後	若干数
	避難所外生活者	1 日後	若干数
		1 週間後	若干数
		1 か月後	若干数
停電軒数／停電率（冬 18 時）		直後	730 軒／10%
		1 日後	160 軒／2%
固定電話不通回線数／不通率（冬 18 時）		直後	410 回線／10%
		1 日後	90 回線／2%
上水道断水人口／断水率（冬 18 時）		直後	180 人／2%
		1 日後	190 人／2%
		1 週間後	0 人／0%
		1 か月後	0 人／0%
下水道支障人口／支障率（冬 18 時）		直後	30 人／1%
		1 日後	30 人／1%
		1 週間後	0 人／0%
		1 か月後	0 人／0%
帰宅困難者数			180 人～200 人
医療機能（冬 18 時）：入院需要者数			若干数
必要応急仮設住宅戸数（冬 18 時）			若干数
災害廃棄物（冬 18 時）			若干数
閉じこめの可能性があるエレベータの台数			若干数
避難所生活者数（冬 18 時）（1 週間後）			若干数
うち災害時要援護者数 （要配慮者数）	65 歳以上の高齢単身者		若干数
	5 歳未満乳幼児		若干数
	身体障がい者		若干数
	知的障がい者		若干数
	要介護認定者（要支援者除く）		若干数
	難病患者		若干数
	妊産婦		若干数
	外国人		若干数
孤立集落数			0
うち農村集落			0
うち漁村集落			0

平成29年に公表された徳島県中央構造線・活断層地震の被害想定において、本地区周辺の震度分布及び液状化危険度分布は、以下のとおりとなっています。



参照先：徳島県総合地図提供システム「防災・減災マップ」  
<https://maps.pref.tokushima.lg.jp/bousai/>

ウ 洪水

本地区周辺における洪水被害を想定する資料として、徳島県が公表している海部川の洪水浸水想定区域図（想定最大規模）を以下に示します。

下図のとおり、本地区においては、ほぼ全域が浸水想定区域に含まれており、浸水深は大部分で 0.5m～3m とされ、深いところでは 3m～5m と想定されています。



参照先：徳島県総合地図提供システム 「洪水浸水想定区域図」  
<https://maps.pref.tokushima.lg.jp/kouzui/>

エ 高潮

本地区周辺における高潮被害を想定する資料として、徳島県が公表している高潮浸水想定区域図（想定最大規模）を以下に示します。

下図のとおり、本地区内に高潮浸水想定区域は存在しません。ただし、隣接する地区には浸水想定区域が広がっているため、注意が必要です。



参照先：徳島県総合地図提供システム 「高潮浸水想定区域図」  
<https://maps.pref.tokushima.lg.jp/takashio/>

オ 内水氾濫

本地区周辺における内水氾濫の被害を想定する資料として、徳島県が公表している平成 26 年台風 12 号の浸水痕跡マップを以下に示します。浸水痕跡は、下図のとおりとなっています。



参照先：徳島県総合地図提供システム「平成 26 年台風 12 号 11 号浸水痕跡マップ」  
<https://maps.pref.tokushima.lg.jp/sinsui/>

カ 土砂災害

本地区周辺における土砂災害を想定する資料として、徳島県が公表している土砂災害警戒区域等を以下に示します。

下図のとおり、本地区においては、妙見山の北側斜面に同区域が指定されています。



参照先：徳島県水防・砂防情報マップ  
<https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/map/Top.aspx>

キ 大規模火災

本地区には住宅地が密集しており、火災が発生した場合、炎が周辺の建物に広がることで、大規模な火事につながる可能性があります。

## 奥浦新町地区防災計画

### ③ 本計画の対象とする災害

奥浦新町地区では、地区の特性、過去の災害、想定される災害を考慮し、本計画の対象とする災害を、地震・津波、洪水による災害とします。

## 4. 活動内容

### (1) 平常時の取り組み

いざというときに地区の力が発揮できるよう、地区住民で協力して防災活動に取り組みます。

#### ① 防災知識の普及・啓発

防災対策に求められる事は、「災害は止まらないがどのようにして身を守るか」ということに住民のひとり一人が関心を持ち、その備えをすることであり、このことが日頃の重要な活動となります。そのため、行政等の関係機関と協力して、防災知識の普及や啓発活動を次のとおり行なうこととします。

#### ア 普及啓発事項

- ・防災組織及び防災計画の取組みに関すること。
- ・風水害、地震、津波、火災などの知識に関すること。
- ・風水害、津波時の早期避難に関すること。
- ・災害発生後の地域活動の在り方に関すること。
- ・各家庭における火災警報器、消火器の設置に関すること。
- ・各家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- ・各家庭における食料等の備蓄に関すること。
- ・情報収集及び停電時の対応に関すること。
- ・非常持出品、自主避難に関すること。
- ・その他防災に関すること。

#### イ 普及啓発の方法

- ・広報誌、チラシ、ポスター等の配布
- ・集会、研修会、映画会等の開催
- ・パネル等の展示

#### ウ 実施時期

新町自主防災会において計画を審議し、適宜実施します。

② 地区内の危険箇所の把握

地区での防災対策を行うには、地区の実情を知ることが必要不可欠です。

本地区では、地区内において避難行動時に危険だと感じる場所等について、ワークショップで情報を共有し、その内容を奥浦新町地区防災マップに整理しています。



ワークショップ 「防災マップづくり」

③ 指定避難所・指定緊急避難場所・避難経路の確認

災害時には素早く、安全に避難することが必要です。地区住民の一人ひとりが、自分が避難する指定避難所・指定緊急避難場所を確認するとともに、そこへの避難経路も確認しておき、危険な場所がないか事前に把握しておきます。

本地区では年1回、津波に対する避難訓練を実施し、指定緊急避難場所の場所や各自の避難経路を確認しています。

P. 23 に指定避難所、指定緊急避難場所の一覧を示します。また、以下に指定避難所、指定緊急避難場所の例を示します。

指定避難所



海陽町役場 海部庁舎  
(海部公民館2階以上)

洪水、高潮、内水氾濫、土砂災害、大規模火事、地震の指定避難所として利用可能。  
ただし、地震・津波の指定緊急避難場所には指定されていないので注意。

指定緊急避難場所



妙見山公園 (新町側)



薬師寺 (~明現神社)

地震、津波時の指定緊急避難場所として利用可能。ともに経路を上がっていくと明現神社へとたどり着ける。

指定避難所及び指定緊急避難場所の例

④ 防災資機材の点検、食料等の備蓄

防災資機材や備蓄品等は、災害発生時やその後の生活に役立ちます。

本地区では防災資機材や備蓄品等を整備し、日頃の点検を行い、使い方を確認しています。また、防災資機材や備蓄物資の保管場所は、地震、津波、洪水等による被害を受けない妙見山を選定しています。



防災倉庫（妙見山）

⑤ 防災訓練の実施

防災訓練は、災害時に、素早く、的確に行動するために欠かせない活動です。地区住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行い、災害時の動きを確認します。

本地区は、これまで津波に対する避難訓練を年1回（12月頃）定期的を実施しているほか、防災マップづくりやタイムラインの作成などの訓練を行ってきました。

防災訓練後には、訓練の振り返り等を行い、必要に応じて活動内容や体制の見直しを行うとともに、訓練内容もあわせて改善しています。

今後は、洪水に対する避難訓練の実施についても、検討を行います。



ワークショップ 「タイムラインの作成」

### (2) 災害時の取り組み

災害時は、負傷者の発生や火災等様々な事態が発生する可能性があります。海陽町災害対策本部等の関係機関とも連携しながら、地区住民で力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

#### ① 情報の収集・伝達

防災行政無線・テレビ・ラジオ等から災害に関する正しい情報を収集し、地区住民に伝達します。また、地区の被災状況や火災発生状況等を取りまとめ、海陽町災害対策本部等の関係機関へ報告します。

#### ② 初期消火活動

消防団員や消防署員が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。あくまで初期消火であるため、無理はせず、消防団員や消防署員の到着後は、その指示に従って行動します。ただし、津波注意報、津波警報、大津波警報発令時は津波からの津波避難を最優先とします。

#### ③ 救出・救助、医療救護活動

自分自身の安全に注意しながら、地区住民で協力して負傷者や倒壊した家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行います。

救出・救助後は、適切な応急手当を行います。重傷者・中等傷者がいる場合には、消防機関に通報し、救護所等の医療救護施設に搬送するなど、救護活動を行います。

#### ④ 避難誘導

防災マップや、地区内の被災状況を確認しながら、災害の種類に応じた指定避難所や指定緊急避難場所に速やかに安全に避難します。このとき、地区で避難誘導や呼びかけを行うなど、地区住民が避難しやすくなるような工夫をします。

なお、高齢者や障がい者等の避難に支援が必要な方については、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し支援を行います。そのため、行政とも相談のうえ、家族や福祉関係者等と事前に話し合って計画づくりを進めます。

#### ⑤ 避難所運営

海陽町避難所運営マニュアル等に沿って、行政やボランティア団体等と連携し、役割分担や避難所のルール、食料の配布方法、新型コロナウイルス感染症等の感染対策について、事前に話し合った上で避難所の運営に当たります。

本地区は、津波災害が発生した場合に、被害の規模によって地区内で指定避難所が開設できない恐れがあります。これは、他地区の津波浸水想定区域内にある指定避難所も同様です。そのため、本地区では、他地区に避難する可能性が高いことを考慮し、避難所生活を共にする可能性の高い他地区の住民も含めた避難所運営についての話し合いも検討していく必要があります。

## 5. 地区の防災体制

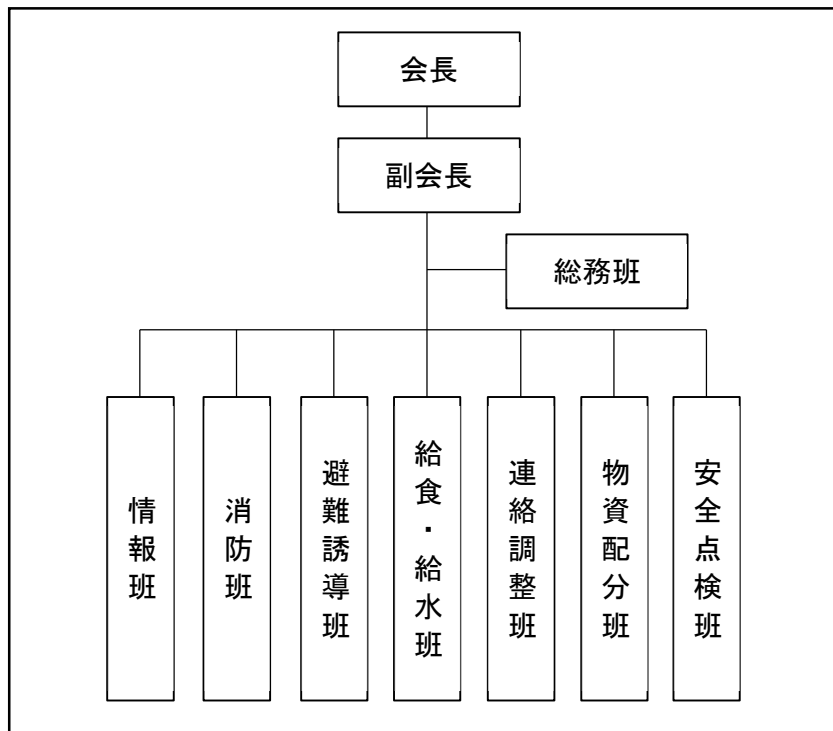
### (1) 活動体制

本地区における自主的な防災活動体制は、新町地区自主防災会会長を中心に、総務班、情報班等、以下の表に示す各班から構成され、組織構成図、平常時及び災害時の役割は次のとおりです。なお、会長や各班の構成及び人員は名簿に整理し、変更等があった場合は随時更新を行います。

### 奥浦新町地区の防災活動体制

<組織構成図>

令和5年3月現在



平常時及び災害時において、どの時点で、どのような準備や役割が必要になるのかを検討し、各役職・班ごとの役割を平常時、警戒レベル（5段階）、警報等解除後の避難所生活にかけての7段階に分けて、次ページからの各表へ整理しました。また、個人・家族としても、どのような準備や行動が必要になるのか検討し、同じ表に整理しました。

これらの行動、役割を行う段階を各表に示していますが、役割の内容によっては、必要に応じて複数の段階（次の警戒レベル、警報等解除後の避難所生活）で継続して実施していくものもあります。

ただし、本地区の規模や年齢構成を考慮した場合、すべてのものを最初から分担して活動することは不可能です。そのため、これらの役割、準備、行動等の中から、できるものから少しずつ取り組んでいき、必要に応じて近隣地区と協力できる部分は、協同して実施していきます。

## 奥浦新町地区防災計画

### <各役職・班の役割>

時期 役職・班等	平常時
個人・家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 指定緊急避難場所、指定避難所と、そこまでの主な避難経路を把握する</li> <li>◆ 個人・家族分の食料・水、物資を備蓄しておく</li> <li>◆ 緊急時の連絡網（個人用）を作成する</li> </ul>
会長・副会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防災関係機関との調整を行う（防災訓練の日程調整、避難所運営体制の協議など）</li> <li>◆ 自主防災会の活動の全体調整を行う（活動スケジュールや訓練企画の最終決定など）</li> </ul>
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各班の役割などを整理・調整する</li> <li>◆ 会長・副会長の活動を補佐する</li> <li>◆ 地区内に在住する避難行動要支援者を把握する</li> </ul>
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防災に関する情報の周知</li> <li>◆ 緊急時の連絡網（地区の活動用）を作成する</li> </ul>
消防班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消火・救出・救護用の資機材や道具の点検・調達</li> <li>◆ 消火訓練・救命講習の実施または参加</li> <li>◆ 地区内に在住する避難行動要支援者を把握する</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 避難訓練等を通じて、地区内の指定緊急避難場所や指定避難所、または主な避難経路を把握しておく</li> <li>◆ 地区内に在住する避難行動要支援者を把握する</li> </ul>
給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 炊き出し等に使用する器具の整備及び点検を行う</li> <li>◆ 炊き出し訓練を実施する</li> <li>◆ 食料・水が不足している場合、補充を要望するためのリストを作成する</li> </ul>
連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防災関係機関との調整を行う（防災訓練の日程調整、避難所運営体制の協議など）</li> <li>◆ 自主防災会の活動の全体調整を行う（活動スケジュールや訓練企画の最終決定など）</li> </ul>
物資配分班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 家庭での備蓄に取り組んでもらえるよう呼びかける</li> <li>◆ 備蓄物資の種類・数量を把握しておく</li> <li>◆ 物資が不足している場合、補充を要望するためのリストを作成する</li> </ul>
安全点検班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地区内の危険箇所について、状況が悪化していないかなど、巡回・点検を行う</li> </ul>

各役職・班または個人・家族は、平常時のうちに各自ができることを取り組み、災害に備えます。

警戒レベル1から警戒レベル5までの各役割等については、主に洪水災害を想定した内容としています。

時期 役職・班等	警戒レベル1発表
個人・家族	
会長・副会長	◆ 気象予報・水位情報などの情報を自主防災会で共有し、今後の対策を検討する
総務班	(継続して実施すべき役割を引き続き行う)
情報班	(継続して実施すべき役割を引き続き行う)
消防班	
避難誘導班	
給食・給水班	
連絡調整班	◆ 気象予報・水位情報などの情報を自主防災会で共有し、今後の対策を検討する
物資配分班	
安全点検班	

警戒レベル1では、気象予報・水位情報などの情報を自主防災会で共有し、今後の対策を検討します。

時期 役職・班等	警戒レベル2 発表
個人・家族	◆ テレビ・ラジオなどで気象情報を確認しておき、いつでも避難できるよう準備をする
会長・副会長	◆ 防災関係機関との連携を取る ◆ 各班の状況を確認し、活動を統括する
総務班	(継続して実施すべき役割を引き続き行う)
情報班	(継続して実施すべき役割を引き続き行う)
消防班	◆ 高齢者など、避難行動要支援者に避難の呼びかけを行う
避難誘導班	◆ 高齢者など、避難行動要支援者に避難の呼びかけを行う
給食・給水班	
連絡調整班	◆ 防災関係機関との連携を取る
物資配分班	
安全点検班	

警戒レベル2では、既に雨が降り始めた状態を想定し、各役職・班の間で情報を共有し、防災関係機関とも連携を取ります。また、今後の天候悪化に備えて、いつでも避難できるよう、高齢者などの避難行動要支援者には避難の呼びかけを行います。

個人・家族の行動では、テレビ・ラジオなどで気象情報を確認しておき、いつでも避難できるよう準備をしておきます。

時期 役職・班等	警戒レベル3発表
個人・家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高齢者など、避難行動要支援者は避難する</li> <li>◆ 避難情報を待たずに（早めの判断で）避難する</li> </ul>
会長・副会長	（継続して実施すべき役割を引き続き行う）
総務班	（継続して実施すべき役割を引き続き行う）
情報班	（継続して実施すべき役割を引き続き行う）
消防班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 避難行動要支援者の避難支援を行う</li> <li>◆ 救助隊が到着するまでの救助、救護、応急措置活動</li> </ul>
避難誘導班	◆ 避難行動要支援者の避難支援を行う
給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 避難者への配布に必要な食料・水の数量を把握する</li> <li>◆ 避難者への配布に必要な食料・水の配分を行う</li> </ul>
連絡調整班	（継続して実施すべき役割を引き続き行う）
物資配分班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 避難者への配布に必要な物資の数量を把握する</li> <li>◆ 避難者への配布に必要な物資の配分を行う</li> </ul>
安全点検班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 避難所の設営準備を行う（間仕切りなどの設置）</li> <li>◆ 要配慮者等の増加に応じて避難所内の配置を検討する</li> </ul>

警戒レベル3では、天候が悪化し、高齢者等避難が発表された段階を想定します。避難行動要支援者の避難支援や、避難所に避難してきた人への対応も始めます。個人・家族の避難判断基準として、警戒レベル3の発表を目安の一つとしつつ、雨の強さや道路の冠水状況等により、各自の判断で避難のタイミングを早めるなど、状況に応じて判断していきます。

時期 役職・班等	警戒レベル4 発表
個人・家族	◆ 全員が避難する（家の周辺が既に浸水し、屋外に出るのが危険な場合は上階に避難する）
会長・副会長	（継続して実施すべき役割を引き続き行う）
総務班	◆ 外部への応援・救助の要請
情報班	◆ 本部から各班への指示内容などを伝達する ◆ 避難者名簿の整理（安否問合せへの対応） ◆ 避難所に来ていない地区住民の確認（逃げ遅れの人がないかの確認）
消防班	◆ 救助・消火活動が必要な現場を目撃したら通報する ◆ 避難所に来ていない地区住民の確認（逃げ遅れの人がないかの確認）
避難誘導班	◆ 避難誘導を行うとともに、自身も避難する
給食・給水班	（継続して実施すべき役割を引き続き行う）
連絡調整班	◆ 外部への応援・救助の要請
物資配分班	（継続して実施すべき役割を引き続き行う）
安全点検班	◆ 避難所の防犯・巡回活動を行う

警戒レベル4では、災害発生のおそれが高まり、避難指示が発表された段階を想定します。この時点で、避難誘導を行う人も含めて避難を完了する必要がありますが、逃げ遅れの人 の存在を把握した場合は、警察や消防への応援を要請するなど、外部との連携も重要となります。

また、避難所への避難者もここから増えてくることが想定され、各事象への対応が重要となってきます。

個人・家族も、自分のいる場所が避難対象区域に含まれている場合は、この時点で避難を終えるよう行動します。

時期 役職・班等	警戒レベル5 発表
個人・家族	◆ 直ちに安全を確保する（避難できていない場合）
会長・副会長	（継続して実施すべき役割を引き続き行う）
総務班	（継続して実施すべき役割を引き続き行う）
情報班	（継続して実施すべき役割を引き続き行う）
消防班	（継続して実施すべき役割を引き続き行う）
避難誘導班	（継続して実施すべき役割を引き続き行う）
給食・給水班	（継続して実施すべき役割を引き続き行う）
連絡調整班	（継続して実施すべき役割を引き続き行う）
物資配分班	（継続して実施すべき役割を引き続き行う）
安全点検班	（継続して実施すべき役割を引き続き行う）

警戒レベル5では、既に災害が発生または切迫している状況を想定します。

各役職・班は、警戒レベル4までの各役割の中で、継続して実施すべき役割を引き続き行います。

個人・家族の行動では、この段階で避難をできていない場合、直ちに安全を確保する必要があります。既に周囲が浸水している場合など、屋外への避難に危険をとまなう場合は、上階へ避難するなど、少しでも高いところに避難します。

時期 役職・班等	警報等解除後の避難所生活
個人・家族	◆ 積極的に避難所運営に携わる
会長・副会長	◆ 避難所運営の統括を行う ◆ 避難所と防災関係機関の調整を行う
総務班	◆ 被害状況・避難状況の把握 ◆ ボランティアの受入れ・作業分配を行う
情報班	◆ 各班からの報告内容を整理する
消防班	◆ 避難所外避難者の確認（自宅や車で避難生活をしている人の把握）
避難誘導班	◆ 要配慮者への支援を行う（福祉避難所への受入れを要請する）
給食・給水班	◆ 炊き出しを実施する
連絡調整班	◆ 避難所と防災関係機関の調整を行う
物資配分班	◆ 支援物資の管理・配分を行う
安全点検班	◆ 地区の防犯・巡回活動を行う

警報等が解除された後でも、災害の規模によっては避難所生活を続ける状況が想定されます。避難所の運営は、他地区との協同となる可能性があり、役割調整などの必要性があります。

(2) 避難

本地区の指定避難所、指定緊急避難場所は以下のとおりです。また、所在地が地区外であっても、災害種別や避難距離等を考慮し、本地区住民の避難先として必要な指定避難所、指定緊急避難場所も含めます。

指定避難所は、災害により家に戻れなくなった住民等を、仮設住宅の確保など生活をする場所が確保できるまでの間に滞在させるための施設です。指定緊急避難場所は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から命を守るために緊急的に避難する施設または場所となります。

なお、指定避難所のうち、洪水、高潮、内水氾濫、土砂災害、大規模火事、地震に該当する施設については、それぞれの災害時の緊急避難場所として利用することができます。

奥浦新町地区及び奥浦新町地区周辺の指定避難所・指定緊急避難場所一覧

令和5年3月現在

	施設名	所在地	対応災害						
			津波	洪水	高潮	内水氾濫	土砂災害	大規模火事	地震
指定避難所	海陽町役場 海部庁舎 (海部公民館2階以上)	奥浦字新町 44		○	○	○	○	○	○
指定緊急避難場所	薬師寺(～明現神社)	奥浦字町内 192-1	○						○
	明現神社(町内側)	奥浦字町内 192-1	○						○
	妙見山公園(新町側)	奥浦字町内 192-1	○						○
	六地藏前広場(～散策道)	奥浦字西分 38-1	○						○

自宅等から指定避難所、指定緊急避難場所までの安全な経路について、経路上または周辺環境の変化等が生じた場合は、必要に応じて再検討を行います。

なお、避難行動要支援者への支援、避難所運営については、P. 20の「④避難誘導」「⑤避難所運営」に示したとおりです。

# 奥浦新町地区防災計画

## <奥浦新町地区防災マップ>

本地区では、地区住民や行政関係者が参加してワークショップを実施し、地区の指定避難所、指定緊急避難場所、自宅等からそこに向かうまでの避難経路上において、避難行動時に危険と思われる箇所等、何らかの対策が必要と思われる箇所を情報共有するとともに、解決策を検討しました。

共有した情報は奥浦新町地区防災マップとして整理しました。このマップは、今後の避難訓練等の結果や避難場所の増設、危険箇所の改善等を踏まえ、必要に応じて随時更新していきます。(奥浦新町地区防災マップは、本計画の添付資料でも確認できます)

### おもて面

## 奥浦新町地区 防災マップ

### 徳島県海陽町

**<地区全体の課題>**

- ・避難行動支援者に該当する1人暮らしの方に対して、安全な場所へ避難してもらいようとする必要がある
- ・避難訓練への参加率が低い
- ・備蓄倉庫が必要
- ・令和3年9月の豪状降水など、これまで大雨によって浸水被害を受けてきた
- ・浸水時の危険度が極めて高く、不安が大きい
- ・老朽化した建物は、地震等により倒壊のおそれがある

**避難施設一覧**

施設名	所在地	指定避難所				指定緊急避難場所			
		指定	緊急	避難	避難	指定	緊急	避難	避難
海陽町役場 (海陽町庁舎)	海陽町内1-1	○	○	○	○	○	○	○	○
海陽町立図書館 (海陽町庁舎2階以上)	海陽町内1-1	○	○	○	○	○	○	○	○
海陽町立公民館 (海陽町庁舎)	海陽町内1-1	○	○	○	○	○	○	○	○
海陽町立公民館 (海陽町庁舎)	海陽町内1-1	○	○	○	○	○	○	○	○
海陽町立公民館 (海陽町庁舎)	海陽町内1-1	○	○	○	○	○	○	○	○

**[凡例]**

- 指定避難所
- 指定緊急避難場所
- 通行に注意が必要な経路
- 通行に注意が必要な箇所

災害時の避難行動において危険と感ずる箇所について、印などを付けておきましょう。

電線が倒壊している木が多く、折れているものもあり危険である

石柱等が倒れて通れなくなる可能性がある

ブロック塀の倒壊などに注意が必要

・ますみの強い箇所がある  
・経路沿いの木が倒れた場合、塞がれてしまう箇所が考えられる  
・安全に避難経路を利用できるように、住民で定期的な草刈り等を継続して実施している

※指定避難所のうち、洪水、浸水、内水浸水、土砂崩壊、火災被害発生、地震に該当する施設については、それぞれの災害時の避難行動として利用することができます。

令和●●年●●月 作成

### うら面

### 避難施設

自宅から最寄りの指定避難所、指定緊急避難場所、避難経路などを確認し、災害時の避難行動を確認しましょう。各避難施設は、災害の種類によって使用できる場合と使用できない場合があります。おもて面の避難施設一覧で対応災害を確認しましょう。

**指定避難所**

**指定緊急避難場所**

**災害時の緊急連絡先**

災害時の安否確認や緊急の情報伝達のために、家族や親類、友人、近所の方などの連絡先を記入しておきましょう。

名前	名前
続柄等	続柄等
住所	住所
電話	電話

名前	名前
続柄等	続柄等
住所	住所
電話	電話

名前	名前
続柄等	続柄等
住所	住所
電話	電話

**地域での役割**

地区での防災活動において、あなたのお力添え、役割(平常時及び災害時)を記入しておきましょう。家族内で役割が分れている場合は、全て記載しましょう。

市町村	
平常時の役割	
災害時の役割	

32





## 6. 計画の実践と検証

災害発生時に、地域住民が奥浦新町地区防災計画に定めた防災活動を実施できるよう、海陽町や消防機関等の各関係機関と連携しながら、災害を想定した訓練を定期的に行います。

訓練は、奥浦新町地区防災計画に定めた災害時の活動を確認するとともに、その実効性を検証する機会とします。また、訓練の結果を振り返り、検証することで、改善点を整理します。必要に応じて計画の内容を見直すことで、より実効性の高いものとなり、本地区の防災力を高めます。

なお、計画を修正した場合は、必要に応じて海陽町防災会議へ提出します。



< 添付資料 >

奥浦新町地区防災マップ





# 避難施設

自宅から最寄りの指定避難所、指定緊急避難場所、避難経路などを確認し、災害時の避難行動を確認しましょう。各避難施設は、災害の種別によって使用できる場合と使用できない場合があるため、おもて面の避難施設一覧で対応災害を確認しましょう。

## 指定避難所



海陽町役場 海部庁舎 (海部公民館2階以上)



薬師寺 (~明現神社)



明現神社 (町内側)



妙見山公園 (新町側)



六地藏前広場 (~散策道)

## 指定緊急避難場所

## 災害時の緊急連絡先

災害時の安否確認や緊急の情報伝達のために、家族や親類、友人、近所の方などの連絡先を記入しておきましょう。

名前			
続柄等		電話	
住所			

名前			
続柄等		電話	
住所			

名前			
続柄等		電話	
住所			

名前			
続柄等		電話	
住所			

名前			
続柄等		電話	
住所			

名前			
続柄等		電話	
住所			

## 地域での役割

地区での防災活動において、あなたの所属班、役割(平常時及び災害時)を記入しておきましょう。家族内で班や役割が分れている場合は、全て記載しましょう。

所属班	
平常時の役割	
災害時の役割	



策定・改訂履歴	
令和5年3月	策定

## 奥浦新町地区防災計画

令和5年3月

新町地区自主防災会